

自家用電気工作物保安管理業務 仕様書

1 保安管理業務の対象

- (1) 事業場の名称 とっとりバイオフロンティア
(2) 事業場の所在地 鳥取県米子市西町8番地
(3) 電気設備の概要 設備容量 350kVA (6,600V)
非常用予備発電設備 90kVA

2 委託期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日 (5年間)

3 委託業務の内容

発注者の保安規程に基づいて業務を実施するものとし、その具体的業務の実施基準は別紙1の「点検、測定及び試験の基準」(経済産業省告示第249号)及び主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(改正20130920商局第1号<平成25年9月27日>)に適合するものとする。

4 定期点検の周期

月次点検	需要設備		隔月1回	
	受変電設備		-	
	発電設備			-
				-
				-
	配電線路		-	
年次点検	年次点検(停電)	無	3年に2回	
	年次点検(無停電)	有		
	年次点検(細密停電)		3年に1回	

5 一般共通事項

- (1) 全省庁統一資格のうち、「役務の提供等」のA等級に格付けされた競争参加資格を有するものであること。
(2) 受注者は、本業務の履行にあたり、関係法令等を遵守すること。
(3) 点検に要する備品、消耗品、工具等はすべて受注者の負担とすること。
(4) 点検実施にあたり、建物・工作物・備品等に損害を与えた場合は受託者が損害賠償の責を負うこと。
(5) 点検実施中に破損箇所等を発見した場合、または機器等に異常を認めた場合は、直ちに発注者に報告すること。
(6) 受託者は、点検後委託者に結果報告書を提出すること。
(7) 支払の条件は、結果報告書提出し合格後請求により翌月末日までに支払う。
(8) 受託者は、本業務仕様書に基づき業務に関する実施計画を策定し、施設の運営に支障のないよう計画的に業務を履行すること。
(9) 仕様書遵守に要する経費
この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。

6 業務特記事項

- (1) 受託者は、委託者が必要により作成する中国四国産業保安監督部長あての保安管理業務外部委託承諾申請書及び保安規程届出書の作成に協力するものとする。(電気事業法(昭和39年法律第170号)第42条第1項、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第52条2項)
- (2) (1)の申請が承諾を得られなかった場合又は取消しになった場合、委託者はこの契約を一方的に解除できるものとする。
- (3) 緊急時の協力体制
委託者及び受託者は、電気事故等、緊急時の協力体制について明確にしなければならない。
また、受託者は各事業場へ2時間以内に到達し得る場所を主たる連絡場所として定め、委託者に通知しなければならない。
受託者は、電気事故・故障の発生又は発生する恐れのある連絡を委託者から受けた場合は、連絡を受けたときから2時間以内に各事業場へ到着し、対応にとりかからなければならない。

7 その他

- (1) 本業務仕様書は、業務の概要を示すものであって、現場の状況に応じて軽微なもので管理上必要と認められる作業は、契約金額の範囲内で誠意をもって行うものとする。
- (2) 本業務仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、お互いの協議の上決定するものとする。

点検、測定および試験の基準

電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として次の基準により行うものとする。

1. 点検業務の区分

- (1) 工事期間中の点検：設置又は変更の工事において、工事期間中でないと点検できない箇所を重点的に行う点検をいう。工事施工図面と現場の工事施工状況を十分照合するとともに、技術基準に対する適合状況について点検を行い、施工状況の点検に重点をおく。
- (2) 竣工検査：設置又は変更の工事が完成した場合において、技術基準に基づき施工されているか確認をする精密な点検、測定及び試験をいう。
- (3) 月次点検：主として設備を運転した受胎で行う点検、測定及び試験をいう。
- (4) 年次点検（停電）：月次点検の点検項目に加え、施設の運転を停止して絶縁抵抗測定などを行う点検、測定及び試験をいう。
- (5) 年次点検（無停電）：設備を運転した状態で行う年次点検（停電）の新方式をいう。
- (6) 年次点検（細密停電）：年次点検（停電）の点検項目に加え施設の運転を停止して継電器動作試験などを行う精密な点検、測定及び試験をいう。
- (7) 臨時点検：異常が発生した場合、発生する恐れがある場合の原因探求等をいう。

2. 点検の実施回数

- (1) 工事期間中の点検
工事期間中は毎週1回以上行うものとする。
- (2) 竣工検査
工事完成後実施するものとする。
- (3) 月次点検・年次点検
「経済産業省告示第249号」に基づき行い、このうち1年に1回以上は年次点検を行うものとする。ただし、高圧一括受電するマンションの住居部分については、「一般用電気工作物の定期調査の方法に関する基本的な要件及び標準的な調査項目について」（平成15・12・19原院第12号）に基づき、4年に1回以上行うものとする。
 - ① 年次点検（停電）は、3年に2回行うものとする。
 - ② 年次点検（無停電）は、3年に2回行うものとする。
 - ③ 年次点検（細密停電）は、3年に1回行うものとする。※ 年次点検（細密停電）を実施した翌年度から起算して3年以内に、次回年次点検（細密停電）を行うものとする。
- (4) 臨時点検
必要の都度実施するものとする。

3. 点検の方法

- (1) 外部点検とは、次に掲げる項目について運転中の施設を肉眼又は双眼鏡によるほか、異音、異臭及び温度測定等により点検することをいう。
 - ① 電気工事の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - ② 電線と他物との離隔距離の適否
 - ③ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
 - ④ 接地線等の保安装置の取付け状態
- (2) 外部精密点検とは、施設の運転を停止して、上記点検のほか、手指を接触させて点検することをいう。

4. 工事、維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目

(1) 工事に関する点検、測定及び試験項目

電気工作物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検	竣工検査
受電設備 (二次受電設備を含む)	区開閉器(地絡継電器を含む)、引込線等電線、支持物及びケーブル	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○ ※1
		継電器動作特性試験		○
		継電器との連動動作試験		○
	遮断器、開閉器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○ ※1
		継電器との連動動作試験		○
	断路器、電力用ヒューズ、避雷器、計器用変成器、母線、電力用コンデンサ、リアクトル、その他高圧機器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○ ※1
	変圧器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○ ※1
		漏えい電流測定		○
	受電盤、配電盤、制御回路、継電器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		電圧・電流測定		○
		絶縁抵抗測定		○ ※6
継電器動作特性試験			○	
受電設備の建物・室、キュービクルの外箱	外部点検		○	
	外部精密点検	○	○	
接地装置(接地線、保護管等)	外部点検		○	
	外部精密点検	○	○	
	接地抵抗測定		○	
配電設備	開閉器、遮断器、変圧器、電線、支持物、接地装置(接地線、保護管等)、その他機器	受電設備に準ずる	同左	同左

電気工作物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検	竣工検査
電気使用場所の設備	電動機、電熱器、電気溶接機、証明装置、配線及び配線器具、その他機器類、接地装置（接地線、保護管等）	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
発電設備（非常用予備発電装置を含む）	原動機、風車及び始動・付属装置	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		始動・停止試験		○
	発電機、太陽電池発電設備、燃料電池発電設備等及び励磁装置、接地装置（接地線、保護管等）、継電器など	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		発電電圧、周波数等測定		○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
		継電器動作特性試験		○
		継電器との連動動作試験		○
予備蓄電池設備	蓄電池	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		液量点検		○
		電圧・比重・液温測定		○
	充電装置	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○

※1 絶縁抵抗測定には絶縁耐力試験を含む。

※6 制御回路については測定を省力することがある。

(2) 維持、運用に関する点検、測定及び試験項目

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検 (停電)	年次点検 (細密停電)	臨時点検
受電設備 (二次受電設備を含む)	区開閉器 (地絡継電器を含む)、引込線等 電線、支持物及びケーブル	外部点検	○	○	○	必要項目
		外部精密点検		○ ※2	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
		継電器動作特性試験			○	
		継電器との連動動作試験			○	
	遮断器、開閉器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○ ※2	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
		継電器との連動動作試験			○	
	断路器、電力用ヒューズ、避雷器、計器用変成器、母線、電力用コンデンサ、リアクトル、その他高圧機器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○ ※2	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
	変圧器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○ ※2	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
		漏えい電流測定	○	○	○	
	受電盤、配電盤、制御回路、継電器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○ ※2	○	
		電圧・電流測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3・6	○ ※6	
		継電器動作特性試験		○	○	
受電設備の建物・室、キュービクルの外箱	外部点検	○	○	○		
	外部精密点検		○ ※2	○		
接地装置 (接地線、保護管等)	外部点検	○	○	○		
	外部精密点検		○ ※2	○		
	接地抵抗測定		○ ※4	○		

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検(停電)	年次点検(細密停電)	臨時点検
配電設備	開閉器、遮断器、変圧器、電線、支持物、接地装置(接地線、保護管等)、その他機器	受電設備に準ずる	同左	同左	同左	必要な項目
電気使用場所の設備	電動機、電熱器、電気溶接機、証明装置、配線及び配線器具、その他機器類、接地装置(接地線、保護管等)	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○ ※2	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
		接地抵抗測定		○ ※4	○	
発電設備(非常用予備発電装置を含む)	原動機、風車及び始動・付属装置	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○	○	
		始動・停止試験	○ ※5	○ ※5	○ ※5	
	発電機、太陽電池発電設備、燃料電池発電設備等及び励磁装置、接地装置(接地線、保護管等)、継電器など	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○	○	
		発電電圧、周波数等測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
接地抵抗測定		○ ※4	○			
継電器動作特性試験			○			
継電器との連動動作試験			○			
予備蓄電池設備	蓄電池	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○	○	
		液量点検	○	○	○	
		電圧・比重・液温測定		○	○	
	充電装置	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検		○	○	
		絶縁抵抗測定		○ ※3	○	
		接地抵抗測定	○	○ ※4	○	

※2 年次点検(無停電)の場合は除く。

※3 年次点検(無停電)の場合、高压電路は部分放電探知機で実施し、低压電路は絶縁監視装置の監視記録の確認又は活線メガー等で実施する。

※4 過去の実績により、規定値を上回らない(前回の測定値が規定値の75%以下であること。)

※5 風力発電設備は除く。

※6 制御回線について測定を省略することがある。

5. 点検又は試験等の一部を実施しない項目

1. 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備。
2. 消防法（昭和32年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等。
3. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械。
4. 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器。（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
5. 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機械。（密閉型防爆構造機器等）
6. 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）に設置する自家用電気工作物。
7. 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）に設置する自家用電気工作物
8. 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）に設置する自家用電気工作物
9. 機密管理のため立入制限される場所（独居房等）に設置する自家用電気工作物。
10. 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）に設置する自家用電気工作物。
11. 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物。
12. 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物。
13. 住居者から入室許可をいただけない住居内の電気設備。